高齢者講習指導員労働契約書

（株）〇〇〇〇自動車教習所（以下、甲とする）と□□□□（以下、乙とする）とは、次のとおり労働契約を締結する。

第１条　　甲は乙を契約社員として採用し、甲の高齢者講習指導員として従事するために契約し、乙は甲のための下記労務条件に服することを承諾した。

１　勤務場所　　雇入れ直後：株式会社○○〇〇自動車学校（住所：●●●●●●●●●●●●●●●）

　　　　　　　　変更の範囲：変更なし

２　職務内容　　雇入れ直後：高齢者講習(認知機能検査を含む)及びその他当該業務に付随する業務

　　　　　　　　変更の範囲：変更なし

３　契約期間　　**令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日**

４　勤務体系　　〇週〇休

５　休日　　　　日曜日・月曜日とし、変更する場合は、順を経て管理者の承認を得るものとする。

６　労働時間　　所定労働時間は１日〇〇時間〇〇分、１週40時間以内とする。

７　勤務時間　　原則、午前〇〇時〇〇分から午後○○時○○分とし、うち１時間を休憩時間とする。

第２条　第1条４に定めた勤務体系以外の休日・休暇・休業は次の通りとする。年次有給休暇・特別休暇以外は無給とし、特別休暇は試用期間経過者のみに適用される。

１　休日は、その他会社が特に定めた日　年末年始3日間

２　休暇の種類は下記とする。

○年次有給休暇

○特別休暇

○子の看護・家族の介護休暇

1. 甲は、乙に対して、時間外・休日労働協定の範囲内において、業務の都合により所定労働時間を超えて延長し、または所定休日に労働を命じることがある。

　２　　　所定時間外、休日に対して支払われる割増賃金率は、法定に定める基準により支給する。

（１）稼動等により法内残業に当たる場合は割増なし

（２）時間外労働月45時間以下は25%の割増

（３）時間外労働月45時間超～60時間以下は25%の割増

（４）時間外労働月60時間超は50%の割増

（５）法定外休日出勤は25％の割増

（６）法定内休日出勤は35％の割増

第４条 甲から乙に支払う賃金に関しては次の通りとする。

１　基本時間給：　　1,350円

２　交通費：上限26,000円とし、車通勤は通勤手当非課税限度額表に基づき支給し、公共交通手段利用者は定期代を基本として、別途定める運用規定での支給率を乗じたものとする。

３　昇給：無。ただし、契約更新を行う場合は、評価に応じて金額を改定することがある。

第５条　賞与、退職金の支給はないものとする。

第６条　給与については、毎月15日を締め切りとし、当月25日（支払いが銀行休業日に当るときはその翌日）に、乙の指定する金融機関の預金口座への振込で支払う。

第７条　甲は乙に対して、転籍もしくは出向を依頼することがある。

第８条　乙の社会保険及び雇用保険、労災保険については法の定めるところによる。

第９条　乙は本契約中に退職する場合、甲に対し９０日前迄に予告しなければならない。

第10条　乙が下記各号の一つに該当する場合は、契約期間中においても、甲は本契約を解除することが出来る。

１　管理者より解任届が提出されたとき

２　理由の如何に関わらず、高齢者講習指導員として選任されないとき

３　教習指導員等として、不適当な言動や人格の欠如が認められるとき

４　精神又は身体の障害のため業務に堪えられないと認められるとき

５　労働能率が著しく劣り、向上の見込みがないと認められるとき

６　他人に暴行、脅迫を加え、もしくは業務を妨害したとき

７　故意又は重大な過失により、甲の機密を漏らし、又は甲の名誉、信用を毀損し、又は甲に重大な損害を与えたとき

８　甲の都合により、事業計画に変更があり、その対象として乙の就業が不能と判断したとき

９　会社都合により解雇通知したとき

１０公序良俗風紀等に抵触したとき

１１その他、勤務不良等前各号に準じるもの

第11条　乙が故意、又は重大な過失により、甲に損害を与えた場 合は、身元保証人と連帯して損害を賠償しなければならない。

第12条　契約期間終了時の取扱は次のとおりとする。

1. 契約更新の有無

☑更新する場合があり得る　　　　□契約の更新はしない

□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２　契約の更新の有無は次により判断する

　　☑契約期間満了時の業務量　　　　☑勤務成績・態度　　　　　　☑能力

　　☑会社の経営状況　　　　　　　　☑従事している業務の進捗状況

　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

第13条　最終の雇用契約期間満了は、嘱託契約開始日（20\*\*年\*\*月1日）から通算５年を超えないものとする。

例外的に、定年後の有期契約通算期間が通算５年を超えた場合でも、無期転換申込権は発生しないものとする（有期特措法による第二種計画認定）。

**乙は上記条項の内容並びに契約内容を承諾し、この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲は記名押印、乙については署名押印の上、各々その１通を保有する。**

　　　　　　　　　　　 令和　　　年　　　月　　　日

甲　　住所　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇

株）〇〇〇〇教習所

代表取締役　　　〇〇　〇〇　　　　　　　　印

乙 住所

　　　 氏名 　　　　　　　　　　 　　　　　　 印

保証人 住所

続柄　 氏名　  　　 印